

砂川市訓令第24号

令和8年4月1日

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「の申請の時点」を「を申請する時点（第7号において「申請時点」という。）」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) 申請年度の4月1日から申請時点までに、夫婦が共に次に掲げる講座（公共機関、企業その他団体が主催するものをいう。）の受講又は医療機関等への妊娠・出産に関する相談を行うこと。ただし、第5条の2に規定する継続補助申請を行う場合は、この限りでない。
 - ア ライフデザイン支援講座（将来のライフイベントについて自身の価値観に基づく選択をするため、自身の考え方や見通しを整理することに関して必要な知識等を提供する講座をいい、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケア（性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う取組をいう。）に関する講座
 - ウ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

第5条の2第1項中「もの（以下）」を「もの（次項において）」に改め、同条第3項ただし書中「省略」を「、省略」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

砂川市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号
配偶者 氏 名

砂川市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	年 月 日			
2 所得 ※貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を除く。	夫	円		
	妻	円		
	合計	円		
3 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額(A)	円	
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
		賃借料 ※住宅手当を控除した額	年 月分	円
			年 月分	円
			年 月分	円
		敷金	円	
		礼金	円	
		共益費	年 月分	円
			年 月分	円
	年 月分		円	
	仲介手数料	円		
	その他()	円		
	小計(B)	円		
住宅リフォーム費	契約締結年月日	年 月 日		
	住宅リフォーム費(C)	円		
引越費用	引越年月日	年 月 日		
	引越費用(D)	円		
合計(E) ※(A)+(B)+(C)+(D)	円			
4 補助上限額 ※該当する項目の□にレを記入	<input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 60万円 <input type="checkbox"/> 継続補助申請 (円)			
5 補助金交付申請額 ※(E)と補助上限額を比較し、低い額を記入 ※1,000円未満の端数は切捨て	円			

(裏面に続く。)

